

消防の動き



新しい消防吏員・消防団員の服制
芸予地震・静岡県中部地震

平成13年
4月号
No.362

消防庁

巻頭言	救急業務の新たな高度化を実現するために	3
特集 1	消防吏員及び消防団員の服制の基準の改正	4
特集 2	芸予地震・静岡県中部地震	8
特集 3	救急業務高度化推進委員会報告書の概要	12
特集 4	新たな住宅防火対策の推進	15
雑学キーワード	江戸の消防組織 — 『町火消』『大名火消』『定火消』	16
トピックス	消防大学校本館・消防研究所本館竣工披露式の開催	17
	総務大臣の東京消防庁視察	18
	少年消防クラブフレンドシップ2001	20
レポート	石油コンビナート等特別防災区域の現況	21
消防通信～北から南から	山形県 天童市消防本部 「いで湯と将棋駒のふる里」	22
コラム2001	政策評価	23
広報資料(6月分)	危険物安全週間 24 火遊びによる火災の防止 25 津波～その時に備えて 26	
インフォメーション	消防研究所、4月から独立行政法人としてスタート 27 3月の主な通知・通達 28 消防庁辞令 29 独立行政法人消防研究所人事 31 広報テーマ(4・5月分) 31 テレビ防災キャンペーン(5月分) 31	

救急業務の新たなる 高度化を実現するために



救急救助課長 松永 邦男

救急業務高度化推進委員会から平成12年度の検討結果が『救急業務高度化推進委員会報告書—救急業務の新たなる高度化を実現するために—』として公表されました。平成3年の救急救命士法の制定に始まる救急業務の高度化のキーワードは、「救急救命士」でした。これからの救急業務の新たなる高度化のキーワードは、「メディカルコントロール」となるでしょう。

「メディカルコントロール」という言葉は、なんとも厳めしい感じがします。その内容について「プレホスピタル・ケアにおけるメディカルコントロールとは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障することを指す」と説明されると、今度は、もう、近寄り難い気がしてくるかもしれません。

しかしながら「メディカルコントロール」とは、決して今まで馴染みのないものでもなければ、何か未知のシステムが前提とされているものでもありません。例えば、救急隊員となるためには一定の教育訓練等が義務付けられていますし、救急救命士は医師の指示の下に救急救命処置を行うこととされているなど、現在でも「医学的観点から～質を保障する」ための仕組みは存在しているところです。ただ、意識して、このような観点から救急業務のあり方を考えていくことが、日本ではあまり行われてこなかったのではないかと思います。

なお、「コントロール」という言葉がいささか引っかけるといふ方もあるかも知れませんが、「メディカルコントロール」とは、医師が救急隊を指揮するというようなことを意味している訳では全くありません。あくまで「メディカルコントロール」であって、「ドクターコントロール」ではありません。誤解なきようお願いいたします。

報告書では「傷病者搬送途上における救命効果の向上を目指し、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の更なる高度化を図るためには」メディカルコントロール体制の構築が必要であるとの考えの下に、具体的には、①救急救命士に対する医師の指示体制、救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言体制の高度化、②救急活動の医学的観点からの事後検証体制の充実及び③救急救命士の再教育体制の充実の3点について、積極的に取り組んでいく必要があるとされています。詳細は報告書を参照いただきたいと思います。21世紀の救急業務の新たなる高度化を実現し、救急業務が地域住民の期待に応え続けていくためには、市町村・消防本部だけでなく、国、都道府県も積極的にメディカルコントロール体制の構築に取り組んでいく必要があります。これから全力でその推進を図っていく所存です。

(報告書は、消防庁のホームページでも公開しています。 <http://www.fdma.go.jp/>)

特集 1

消防吏員及び消防団員の服制の基準の改正

消防課



消防吏員の制服・活動服



消防団員の制服・活動服

今回の改正の内容

消防庁では、消防吏員服制準則（昭和42年2月3日消防庁告示第1号）及び消防団員服制（昭和25年2月4日国家公安委員会告示第1号）を平成13年3月30日に改正し、平成13年4月1日から適用することといたしました。併せて、基準の名称をそれぞれ「消防吏員服制基準」、「消防団員服制基準」に改正しています。

今回の改正のポイントは次のとおりです。

○全国統一すべき事項と各団体の裁量範囲の明確化

服制についての一定の統一感を保ちつつ、各地域において気候風土や消防活動の実態等にあった服制を取り入れられるよう、色、基本的シルエット等全国統一すべき事項を明確にしつつ、服地の種類等を各団体の判断に任せるなど各地方公共団体の裁量範囲を明らかにしました。

○「消防」の象徴性の確保

住民等に「消防」と識別しやすい服制とし、また、警察や自衛隊等との区別を図る観点から、オレンジ色を活用することとしました。

○消防吏員と消防団員の統一感の確保と差別化

消防吏員と消防団員については、いずれも消防機関に属するものであることから統一感を確保する一方で、指

揮命令や識別を容易にする必要があること、権限に相違があること等から差別化を図りました。

なお、各市町村においては、この趣旨を踏まえ、基準で示している制服等の色調のほか、両者の区別が明確になるよう工夫することが望まれます。

各市町村においては、次の点に留意願います。

- 改正後の服制基準に従い服制に関する規則を改正する必要があること。
- 新たな服制への移行については、期限を定めるものではないが、移行に際しては、できる限り災害現場における活動等において混乱が生じないよう必要な配慮をしていくことが望ましいこと。
- 規則が改正されるまでの間については、従来の服制によることができるものであること。

以下、主な改正内容について紹介いたしますが、写真のモデルが冬服及び夏服においてオレンジ色のエンブレム又はネクタイをそれぞれ着けているのは、オレンジ色を配する方法のあくまでも一例です。

また、ボタンの数・サイズ、ポケットの数・位置については地方公共団体の判断に任されています。

消防吏員冬服

- ・色は濃紺とする。
- ・ネクタイの色・柄は、原則として自由とする。
- ・一部にオレンジ色を配する（ネクタイ、エンブレム、服の一部等）。
- ・ベストを着用することができるものとする。

【男性吏員】

- ・冬帽及び冬服の製式については、原則として、従来どおりとする。

【女性吏員】

- ・冬帽の製式は、円形つば型とし、帽のまわりにリボンを巻くものとする。
- ・上衣の製式は、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
- ・下衣の製式は、長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。



消防吏員夏服

- ・色は、夏帽及び下衣が紺、上衣が淡青とする。
- ・上衣のえりはシャツカラーとする。なお、開きん（小開き式）に代えることができるものとする。
- ・ネクタイの着用の有無は、各団体の判断に任せるものとする。
- ・一部にオレンジ色を配する（ネクタイ、エンブレム、服の一部等）。
- ・ベストを着用することができるものとする。

【男性吏員】

- ・夏帽の製式は従来どおりとする。
- ・下衣の製式は、原則として、従来どおりとする。

【女性吏員】

- ・夏帽の製式は冬帽と同様とする。
- ・上衣の製式は、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
- ・下衣の製式は、長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。





消防吏員活動服

- ・色は濃紺とし、上衣のえり、肩及び背面上部にオレンジ色を配する。
- ・上衣の背面上部に消防本部名を表示する。
- ・用途に応じ、通気性、難燃性、強度、帯電・静電防止等の機能性に配慮するものとする。
- ・アポロキャップをもって略帽に代えることができるものとする。
- ・ファスナーをもってボタンに代えることができるものとする。

その他

ブルゾンをもって外とうに代えることができるものとする。



消防団員冬服

- ・ネクタイの色・柄は、原則として自由とする。
- ・一部にオレンジ色を配する(ネクタイ、エンブレム、服の一部等)。
- ・ベストを着用することができるものとする。

【男性団員】

- ・色は、従来どおり黒とする。
- ・帽、甲種衣及び下衣の製式等については、原則として、従来どおりとする。

【女性団員】

- ・色は暗い濃紺とする。
- ・帽の製式は、円形つば型とし、帽のまわりにリボンを巻くものとする。また、き章は、銀色金属製消防団き章をモール製銀色桜で抱擁したものとする。
- ・甲種衣の前面の製式は、銀色ボタンを用い、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。後面の製式は、両側脇線のすそを裂くものとする。また、そで章は、銀色しま織線をまとうものとする。
- ・下衣の製式は、長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。





消防団員夏服

- ・色は、夏帽及び夏下衣が濃紺、夏上衣は淡青とする。
- ・夏上衣のえりはシャツカラーとする。なお、開きん（小開き式）に代えることができるものとする。
- ・ネクタイの着用の有無は、各団体の判断に任せるものとする。
- ・一部にオレンジ色を配する（ネクタイ、エンブレム、服の一部等）。
- ・ベストを着用することができるものとする。

【男性団員】

- ・夏帽の製式は従来どおりとする。
- ・夏下衣の製式は、原則として、従来どおりとする。

【女性団員】

- ・夏帽の製式は帽と同様とする。
- ・夏上衣の製式は、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
- ・夏下衣の製式は、下衣と同様、長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。

消防団員活動服

- ・色は紺とし、活動上衣の胸のポケット及びえり裏にオレンジ色を配するとともに、オレンジ色のベルトを用いるものとする。
- ・用途に応じ、通気性、難燃性、強度、帯電・静電防止等の機能性に配慮するものとする。
- ・アポロキャップをもって略帽に代えることができるものとする。
- ・ファスナーをもってボタンに代えることができるものとする。

その他

ブルゾンをもって外とうに代えることができるものとする。



特集2

芸予地震・静岡県中部地震

震災対策室

平成13年(2001年)芸予地震

平成13年3月24日、安芸灘を震源とする地震が発生しました。この地震は、昨年10月の鳥取県西部地震以来の震度6弱(広島県河内町、同大崎町、同熊野町)を記録するものとなり、また、昨年7月1日新島・神津島近海を震源とする地震により神津島村で1名が死亡して以来の死亡者(広島県呉市、愛媛県北条市)を出す、大きな被害をもたらしました。

この地震による各地の震度は、前記の広島県の3町で震度6弱を記録したほか、広島県、山口県、愛媛県の広い範囲で震度5強を記録するとともに、中国地方、四国地方及び大分県で震度5弱、西日本を中心に震度1以上の揺れが観測されました。

また、3月26日には、広島県河内町で震度5強を観測する余震が発生しました。

1 地震の概要

- ①発生日時 平成13年3月24日15時27分
- ②震央地名 安芸灘
(北緯34度7.2分、東経132度42.5分)
- ③震源の深さ 51km
- ④規模 マグニチュード6.4
- ⑤各地の震度 (震度5強以上)

震度6弱

広島県／河内町 大崎町 熊野町

震度5強

広島県／千代田町 三原市 豊栄町 本郷町
安芸津町 安浦町 豊町 川尻町
豊浜町 久井町 向島町 広島市 呉市
廿日市市 府中町 海田町 音戸町
倉橋町 下蒲刈町 能美町 沖美町
大柿町 黒瀬町

山口県／阿東町 岩国市 柳井市 久賀町

大島町 東和町 橋町 和木町

大島町 田布施町 平生町

愛媛県／今治市 丹原町 波方町 大西町

菊間町 吉海町 弓削町 生名村

岩城村 上浦町 大三島町

松山市 久万町 松前町 砥部町

三瓶町 宇和町 吉田町

- ⑥津波 この地震による津波はなし

- ⑦余震の状況 (震度5強以上)

- ・発生日時 平成13年3月26日5時40分
- ・震央地名 安芸灘
(北緯34度6.5分、東経132度43.2分)
- ・震源の深さ 49km
- ・規模 マグニチュード5.0
- ・各地の震度 震度5強 広島県／河内町
- ・津波 この地震による津波はなし

2 被害状況 (平成13年4月18日現在)

	人的被害		物的被害				
	死者	負傷者	住家被害			文教施設	道路
			全壊	半壊	一部破損		
広島県	1	193	40	245	28,240	714	704
愛媛県	1	74	2	35	4,582	272	60
山口県		12	7	26	1,312	125	15
島根県		3			10	8	2
岡山県		1			18	9	1
高知県		4			12		
福岡県		1					
香川県					6		
大分県							1
合計	2	288	49	306	34,180	1,130	783

3 避難勧告の状況(最大時)

広島県 223世帯531名

愛媛県 14世帯37名

4 災害救助法の適用状況

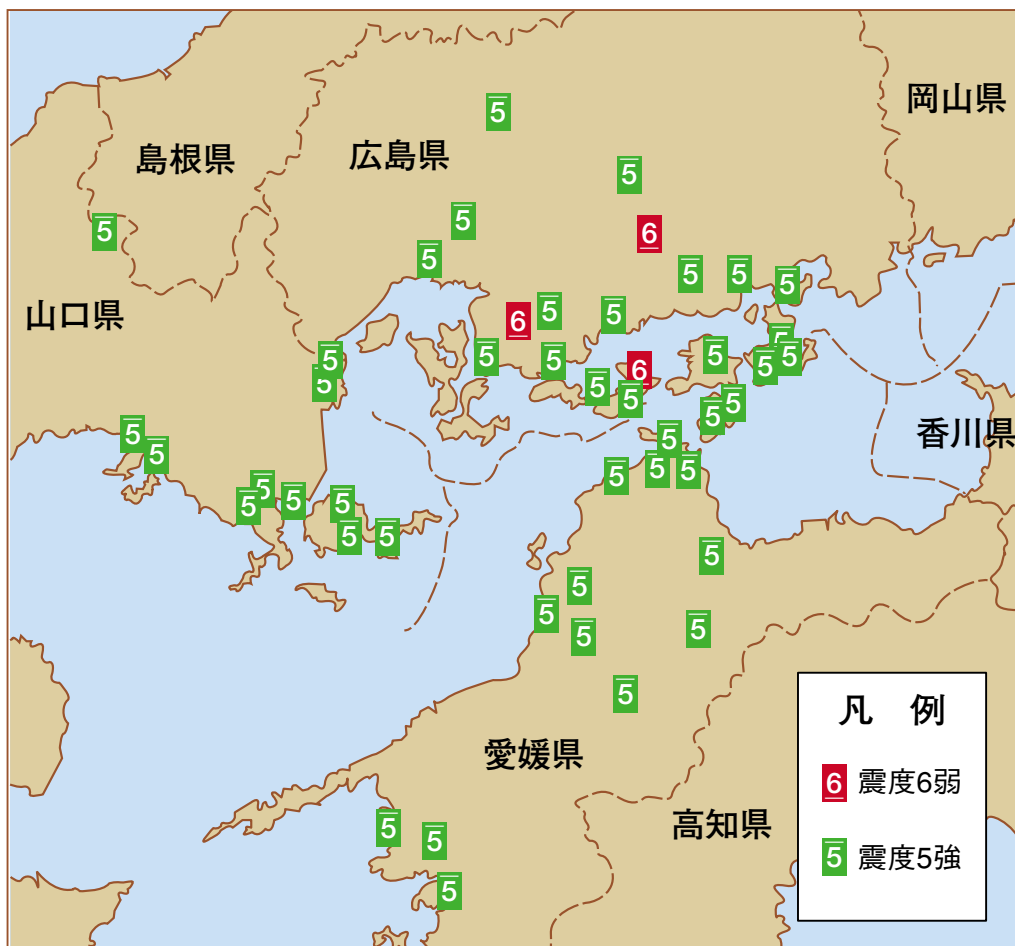
3月24日

広島県／広島市 呉市 三原市 安芸郡下蒲刈町
 安芸郡蒲刈町 佐伯郡宮島町
 賀茂郡河内町 豊田郡川尻町
 豊田郡豊浜町 豊田郡豊町 豊田郡大崎町
 豊田郡東野町 豊田郡木江町

愛媛県／今治市



国民宿舎「音戸ロッジ」における被害（広島県呉市）



3月24日震度分布図（震度5強以上のみ）

5 関係県における災害対策本部等の設置状況

(震度5弱以上を観測した団体)

- | | |
|---|-----------------------------------|
| (1) 広島県／災害対策本部設置
災害復興本部（4月13日9時30分） | (4) 山口県／災害対策本部設置
解除（27日17時00分） |
| (2) 愛媛県／災害対策本部設置
解除（25日22時00分）
特別警戒体制（26日5時41分） | (5) 高知県／災害対策本部設置
解除（24日19時30分） |
| (3) 島根県／第2警戒体制設置→災害対策本部設置
災害警戒本部
解除（30日17時00分） | (6) 大分県／災害警戒本部設置
解除（24日21時00分） |

6 消防庁及び消防機関の対応

(1) 消防庁の対応

24日15時31分の地震の覚知とともに消防庁災害対策本部を設置し、関係地方公共団体及び消防機関から被害状況等の収集、応急対策に関する連絡調整を実施しました。

翌25日に現地調査を実施するため、防災課広域消防応援対策官ほかを現地に派遣するとともに、29日には、政府調査団に震災対策指導室長ほかを派遣しました。また、4月3日には、消防庁長官が広島県、愛媛県の両被災地を視察しました。

(2) 消防機関の活動

大きな揺れを覚知した消防本部においては、直ちに非番職員を召集、非常態勢等を確保し、119番通報事案の対応に万全を期するとともに、管内の巡回等による被害状況の把握に努めるなどの応急対策を実施しました。また、地元消防団も同様に巡回等を実施し、2次災害防止等に努めました。

さらに、広島県防災ヘリコプター他、合わせて10機の消防・防災ヘリコプターが出動し被害状況の収集活動等を行うとともに、緊急消防援助隊中国ブロック地上部隊が待機しました。



中川消防庁長官による現地視察

静岡県中部を震源とする地震

1 地震の概要

- ①発生日時 平成13年4月3日23時57分頃
- ②震央地名 静岡県中部(北緯35.0度、東経138.1度)
- ③震源の深さ 約33km
- ④規模 マグニチュード5.1 (暫定)
- ⑤各地の震度 (震度4以上)

震度5強

静岡県／静岡市

震度5弱

静岡県／島田市 岡部町 川根町

震度4

静岡県／大井川町 相良町 金谷町 藤枝市 森町
吉田町 袋井市 小笠町 浅羽町 豊岡村
瀧山村 大東町 蒲原町 本川根町
浜岡町 御前崎町 菊川町 福田町

岐阜県／上矢作町

愛知県／富山村

- ⑥津波 この地震による津波はなし

2 主な被害状況

静岡県において負傷者8名、住家一部破損76棟の被害が出ました。

3 地方公共団体における災害対策本部等の設置状況

静岡県 3日 23時57分 第3次配備体制
解除 (4日2時30分)

岐阜県 3日 23時57分 救助第1体制
解除 (4日2時00分)

愛知県 3日 23時57分 第1非常配備体制
解除 (4日3時00分)

4 消防庁及び消防機関の対応

(1) 消防庁の対応

4日0時00分に災害対策本部を設置し、関係地方公共団体及び消防機関から被害情報等の収集、応急対策に関する連絡調整を行いました。

(2) 消防機関の活動

静岡県防災ヘリコプター(2機)及び岐阜県防災ヘリコプターにより被害情報収集等を行いました。

また、地元消防団は、発災直後から静岡県で延べ250名が情報収集活動等に従事しました。



4月3日震度分布図 (震度4以上のみ)

特集3

救急業務高度化推進委員会報告書の概要

救急救助課

救急業務高度化推進委員会は、救急救命士による新たな救急業務の運用等救急業務の高度化の推進に伴い対応が必要な諸問題についての研究・検討を行うために設置された委員会であり、平成12年度は「適切なメディカルコントロール*体制の構築のあり方」について検討し、今般、この検討結果が取りまとまったのでここに報告する。

※プレホスピタル・ケア（傷病者搬送途上における応急処置等）におけるメディカルコントロールとは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障することを指す。

1 報告書の要旨

傷病者搬送途上における救命効果の向上を目指し、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の更なる高度化を図るため、救急救命士に対する医師の指示体制、救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言体制の高度化、救急活動の医学的観点からの事後検証体制の充実及び救急救命士の再教育体制の充実を図ることが適切であり、これら3つを主眼においた環境整備を早期に進める必要がある。

2 報告書の概要

(1) 救急救命士を含む救急隊員が行う救急業務の現状

- 救急救命士に対する指示や救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言については、必ずしも迅速かつ適切な指示及び指導・助言体制が整えられているわけではないと考えられる。
- 救急活動の事後検証については、制度的な基準が示されていないので、一部の地域を除いては、活動内容を医学的観点から検証する体制にはなっていないものと考えられる。
- 救急救命士の再教育については、制度的な基準が示されていないので、先進的な消防本部では医療機

関での実習を実施しているが、そうでない消防本部では医療機関での実習を実施していない。

(2) メディカルコントロール体制の構築

- ① 常時かつ迅速・適切な指示、指導・助言体制の構築
 - 救急救命士に対する指示、救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言を行う医療機関は原則として救命救急センター等の中核的な救急医療機関とし、都道府県の協議会で定める区域毎に、指示、指導・助言体制を広域的に構築すべきである。
 - 常時の指示体制、指導・助言体制を構築できていない消防本部は、現在指示を受けている医療機関に常時の指示、指導・助言を要請するとともに、当該医療機関で応需が困難な場合については、地域の救命救急センター等に補完的に指示、指導・助言に協力する体制を構築するよう要請すべきである。
- ② 救急活動の事後検証体制の構築
 - 救急活動を医学的観点から検証する医師については、地域の中核的な救急医療機関の救急専門部門の責任者及びそのスタッフが担うべきである。
 - 将来的には、救急業務に精通した消防機関の指導者が、まず、救急活動の全般について、事後検証を実施することが望まれる。
 - 医学的観点からの事後検証に資するため、当面、現行の救急活動記録の項目について必要な見直しを行うとともに、検証票の導入を図ることが望ましい。
 - 救急活動の医学的観点からの事後検証を行うため、対象となる救急活動記録（検証票）を検証医師に対し、定期的に送付し、検証を受けるべきである。
 - 救急活動の検証結果については、消防本部及び救急救命士を含む救急隊員に対しフィードバックされる体制を構築する必要がある。また、救急救命士を含む救急隊員の再教育や事例研究、症例研究等の場で検証例として活用され、必要に応じ、当該検証結果に関し医師による直接の指導等が行われる体制を

構築することが望ましい。

③ 救急救命士の再教育体制の充実

- 救急救命士の再教育については、将来的には、救急業務に精通した消防機関の指導者による教育を実施するとともに、研修可能な医療機関において病院実習を実施すべきである。
- 当面は、研修可能な医療機関において病院実習を実施する必要があるが、この場合、救急業務に従事している救急救命士は2年間に128時間以上の病院実習を受けることが望ましい。なお、全国の救急救命士のうち約3割が年間平均72時間の病院実習を受けている。
- また、救急救命士が真に実効性のある病院実習が受けられるために、「就業前教育実施要領」に準じた内容を、救急救命士が実際に実のあるものとして体験、実施できる体制を構築すべきである。具体的には、救急救命士の実習意識及び実習受け入れ医療機関の意識を高めるよう、実習を受ける救急救命士はもちろん、受け入れる医療機関も努力すべきである。
- 救急救命士を含む救急隊員は、事例研究・症例研究等の研修の場に、月に1回程度参加することが望ましく、その場合、個人的な形ではなく組織として積極的に推進することが望ましい。
- 各種学会、シンポジウム等への参加は、救急救命士の再教育の一貫として有用であり、各消防機関は、救急救命士を含む救急隊員に対し、積極的な参画を促すとともに、救急救命士を含む救急隊員が発表・参画できるよう配慮をすべきである。

④ メディカルコントロール体制の構築に係る予算上の措置

- 各消防本部においては、救急救命士に対する常時の指示体制の構築、救急救命士を含む救急隊員に対する常時の指導・助言体制の構築のため、それに適した医療機関に対して協力要請を行うとともに、体

制構築に係る医師に対する所要経費について、確実に予算上の措置を講ずるべきである。

- また、救急活動の事後検証、救急救命士の再教育や事例研究・症例研究の実施の際に伴う所要の経費について、必要な予算上の措置を講ずるべきである。

(3) 救急業務における消防機関と医療機関の連携等に向けた環境整備

- メディカルコントロールを担当する医療機関の選定及びそれに伴う担当範囲の区域割りを行う都道府県単位の協議会と、その下部組織として、メディカルコントロールを担当する医療機関の担当範囲毎に設けられるメディカルコントロールに関する調整機能を有する協議会を設置すべきである。
- 都道府県単位の協議会の役割と都道府県内でメディカルコントロールを担当する医療機関の担当範囲毎に設けられる協議会の役割を明確に定め、その設置とそこでの実効ある協議が推進されるようにすべきである。
- メディカルコントロールを担当する医療機関の担当範囲の設定に当たっては、救命救急センター等中核的な医療機関を中心として行うものとし、その際には、二次医療圏又は複数の二次医療圏の単位により、その設定を行うこととすべきである。
- いずれの協議会においても、プレホスピタル・ケアの特性や実態を踏まえた協議が行われるようにするため、救命救急センター等に所属する救急医療に精通した複数の医師を構成員とすべきである。



- いずれの協議会についても、都道府県が、積極的に都道府県内の関係機関の調整に当たるべきである。また、協議会の事務局の業務も、原則として都道府県が担うべきである。

(4) メディカルコントロール体制の構築に向けた今後の取組み

① 国が取り組むべき事項

- 各地域におけるメディカルコントロール体制の構築状況を把握すべきである。
- メディカルコントロール体制の構築に向けて消防機関が措置する医師等への経費支弁に対して、所要の財政措置を講ずるべきである。
- 救急活動が円滑に行われるよう応急処置、重症度判断等のプロトコルの作成に早急に着手すべきである。
- 救急業務に精通した消防機関の指導者の研修課程を創設し、その養成を図る必要がある。
- メディカルコントロール体制の構築に当たり、指示、指導・助言を行う医師や救急活動の事後検証等を担う医師が不足していると考えられることから、厚生労働省においては、研修会等を実施することにより、これらの医師の養成を図るべきである。
- 将来的には、二次医療圏等の範囲でメディカルコントロール体制が整えられるよう、救急医療に関する資源が不足する地域については、その体制づくりを積極的に支援すべきである。

② 都道府県が取り組むべき事項

- 現在、都道府県単位の協議会が設置されていない都道府県については、当該協議会を早急に立ち上げる必要がある。また、現在協議会が設置されている都道府県についても、協議会がメディカルコントロール体制の構築に係る実質的な協議の場となるよう、協議会の構成員、協議事項等について整備・高度化し、実効ある協議が行われるようにすべきである。

- 都道府県内における医療機関の選定やメディカルコントロール担当範囲の区域割の決定については、その調整に非常に多くの労力を必要とすると考えられるので、都道府県は積極的にその調整の任に当たるべきである。

- 都道府県内における救急救命士に対する指示体制、救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言体制の構築、救急活動の事後検証の制度化、救急救命士の再教育の実施等に当たり、都道府県内における各消防本部及び医療機関の調整を積極的に行うべきである。

- 都道府県内におけるメディカルコントロール体制の構築に関して、その体制の構築に関する計画を策定するとともに、都道府県内における体制構築の状況を把握し、その結果を国に報告すべきである。

③ その他メディカルコントロール体制の構築に有効な方策

- 研修先医療機関に救急自動車を配置し、救急救命士を含む救急隊員が病院実習を受けるとともに医師による救急自動車同乗研修を受ける体制、いわゆるワークステーション方式も非常に有効な方策である。
- 消防機関における救急業務は、消防組織の中で重要な位置を占めているので、救急業務に関して対外的な発言力、立場を強化し、救急業務の高度化を図るため、消防機関に救急専門の部課室を設置するなど、救急業務の専門性を担保しうる体制を整えるべきである。

救急業務高度化推進委員会報告書の内容を紹介したが、本報告書については今後の救急業務をさらに発展させるマイルストーンとなりうると認識しており、今後、本報告書の提言を踏まえ、消防庁としては、厚生労働省や日本医師会と協力し、各都道府県に対するガイドラインの提示など本報告書の内容を具体化する施策について積極的に取り組むこととしている。

特集4

新たな住宅防火対策の推進

予防課

消防庁では、国土交通省（旧建設省）住宅局と連携し、平成3年3月に策定した「住宅防火対策推進に係る基本方針」に基づき、各種施策を国民運動的に推進してきたところです。

今後、本格的な高齢社会を迎えるに当たり、高齢者等を中心とした住宅火災による死者のより一層の低減を図るために、新たに「住宅防火基本方針」を策定し、個々具体的な住宅防火対策を積極的に推進します。

1 目標

「連携と実践」をスローガンに、ハード・ソフト両面からの充実強化を図り、今後10年間の目標として、放火自殺者等を除く住宅火災による死者の発生数を現状から予測される死者発生数の半数に低減・抑制することを目指します。

2 具体的実践方策

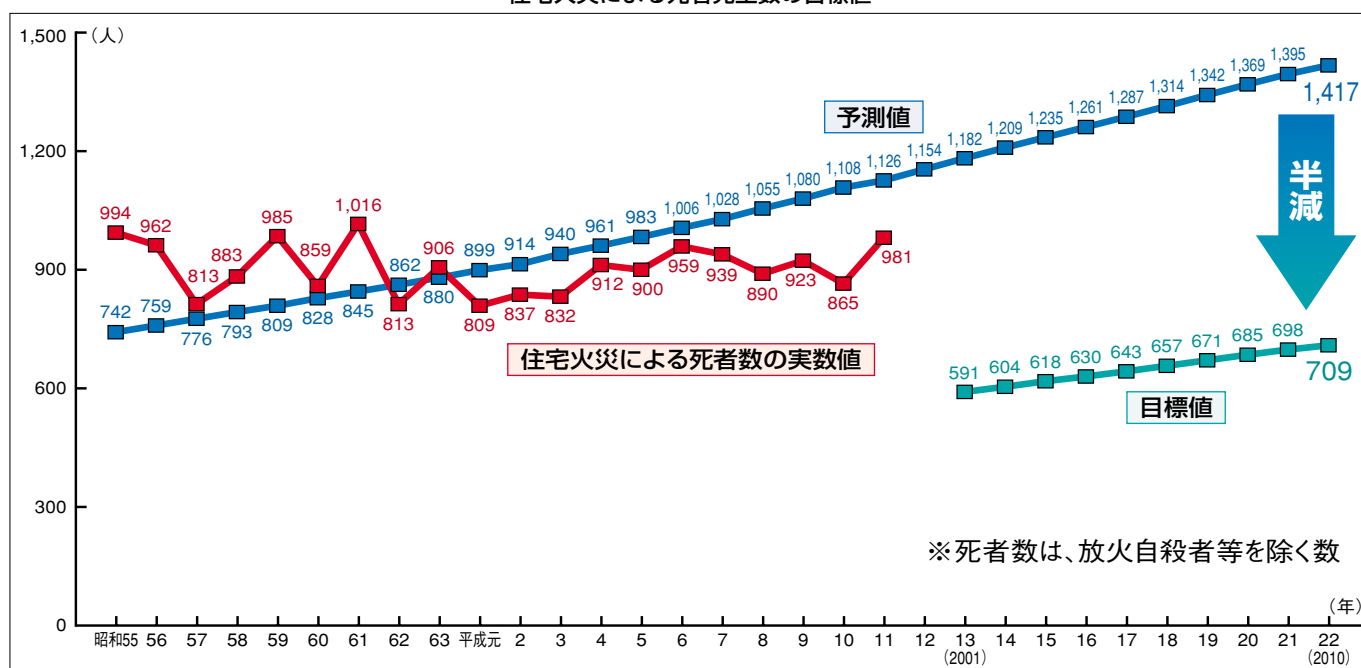
国、地方公共団体及び関係機関等がそれぞれの立場で連携を図り、以下の方策を積極的に実践するものとします。

- (1) 関係機関等の横断的連携の推進
- (2) 住宅防火安全度の飛躍的向上
 - ア 住宅用火災警報器等の設置促進（新型の「住宅用火災警報器」の普及 など）
 - イ 住宅用消火器等の設置促進（ニーズに対応した新たな推奨基準の策定 など）
 - ウ 防災品の使用促進（ニーズに対応した新たな推奨基準の策定 など）
 - エ 住宅防火安心マークの普及
 - オ 研究機関と連携した新規開発の促進
- (3) 住宅防火情報の提供と防火意識の更なる高揚
 - ア 地域密着型の防火への取組みの展開促進（防火対策推進協力者制度 など）
 - イ インターネット等の活用による住宅防火情報の収集・提供の推進

3 その他

新たな住宅防火対策については、4月1日付けで各都道府県及び消防本部に通知しています。

住宅火災による死者発生数の目標値



江戸の消防組織

—『町火消』『大名火消』『定火消』

「火事と喧嘩は江戸の華」といわれるほど、世界的大都市「江戸」は火災が非常に多く、幾度も大火に見舞われました。江戸時代、その火災と闘うため、江戸のまちには三つの消防の組織がありました。

第1番目は、『町火消』で、これは名町奉行として有名な大岡越前守忠相が、儒学者荻生徂徠の進言を受け、創設したとされています。隅田川の西側の江戸市中の町屋の区域を「いろは四十八組」に分け、それぞれの区域内の町衆ごとに費用を出し合い、鳶の者を雇っていました。「いろは四十八組」のうち、「ひ組」は火に通じるという理由から「千組」とされた他、「へ組」は「百組」、「ら組」は「万組」、「ん組」は「本組」と、それぞれ呼ばれていました。また、隅田川東岸の本所深川にも16組の町火消が置かれていました。町火消は「町鳶」と呼ばれていましたが、彼らは火災の現場で、火災の延焼を防ぐために鳶口をもって家屋を引き倒していました。町火消はそれぞれ組の名

誉をかけて働き、組の目印である纏まといをかかぎて功を競い合ったといわれています。後年、町火消は町屋の火災だけではなく、大名屋敷はもとより江戸城本丸の火災にも活躍しました。この町火消の組織が、現在の消防団に連綿とつながっています。

第2番目が『大名火消』で、これは幕府が11名の大名に命じて、江戸を区域別にして火災消火を分担させたものです。なかでも現在の文京区本郷の東京大学の地に屋敷があった加賀藩の大名火消は「加賀鳶」と呼ばれ、江戸市中の人々の人気ものであったといわれています。

最後は、幕府が直属の10組の旗本を責任者に命じた『定火消』です。これは、3,000石以上の旗本に、江戸市中10か所に定火消屋敷を設けさせ、そこで100人以上の人間を雇い、いざ火事という場面では、殿様以下まるで戦闘におもむくように火事場に駆けました。配下の者は禪一つの素っ裸の状態まといで火の中に飛び込んでいったといわれています。



消防大学校本館・消防研究所本館竣工披露式の開催

消防大学校・消防研究所

去る3月23日、消防大学校及び消防研究所の本館竣工披露式が開催されました。

当日は、瀧 実総務大臣政務官、山名 靖英総務大臣政務官、嶋津 昭総務事務次官、野平 匡邦消防庁審議官、吉尾 勝征調布市長、徳田 正明日本消防協会会長ほか多くの来賓をはじめ、都道府県消防防災主管課長、全国消防学校校長ほか消防大学校及び消防研究所関係者の方々、両本館の建設に尽力いただいた国土交通省の関係者など約200人の方々にお集まりいただきました。

山名 靖英総務大臣政務官からは、「最新の技術を取り入れながら、より充実した教育訓練や研究開発を進め、これらの施設を十二分に活用し、さらに立派な消防職員、消防団員を育てると共に、新しい消防防災技術に関する研究を積み重ね、国民の期待に応える活動を展開していただきたい」と御挨拶をいただきました。

今回竣工となった消防大学校本館、消防研究所本館の概要は、次のとおりです。



挨拶する山名総務大臣政務官



記念植樹



消防大学校本館外観



消防研究所本館外観

消防大学校本館概要

5階	大教室、視聴覚室等
4階	大規模災害対応訓練室等
3階	普通教室、教材庫等
2階	特別会議室、図書室、講師控室、校長室、副校長室等
1階	事務室、教職員室等
地下1階	理化学燃焼実験室、体力錬成室等

鉄骨鉄筋コンクリート造り/地下1階、地上5階建て/延べ面積 6,591㎡

消防研究所本館概要

3階	大会議室、共同研究推進室、情報機器室等
2階	所長室等事務室、応接室、会議室等
1階	研究紹介コーナー、図書室、自家発電室等

鉄筋コンクリート造り/地上3階建て/延べ面積 3,968㎡

総務大臣の東京消防庁視察

去る4月16日（月）、片山 虎之助総務大臣が東京消防庁の第八消防方面訓練場、立川都民防災教育センターを視察しました。

この視察は、消防防災行政を所管する大臣として、我が国における総合的な消防防災体制の整備を推進するに当たり、現場の第一線を視察し、今後の施策に反映することを目的としたものです。

第八消防方面訓練場においては、水難救護・山岳救助・化学災害の各訓練及びハイパーレスキュー隊等による震災を想定した総合訓練の視察、国内初の先端屈折式はしご車への体験搭乗、職員に対する大臣激励等を行い、引き続き、立川都民防災教育センターにおいては、地震体験室・煙体験室・応急救護・消火器の取扱いなどを体験しました。

なお、消防庁から、高田 恒審議官、武田 文男総務課長、田丸 行雄政策評価広報官が随行しました。



消防ヘリにて東京消防庁航空隊到着



先端屈折式はしご車の体験搭乗



大臣の部隊検閲



応急救護の体験



ハイパーレスキュー隊等への激励

少年消防クラブフレンドシップ2001 「自分で守ろう みんなで守ろう」

防災課

去る3月27日（火）、全国から約400人の少年消防クラブ員等が、ニッショーホールに集まり、「少年消防クラブフレンドシップ2001」が開催されました。

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成され、少年少女達が小さい頃から火についての問題を、身近な生活の中から見いだすことにより、火災の予防を図るための組織です。主な活動内容は、防火・防災に関する研究発表、ポスター等の作成・掲示、実地見学など

です。なお、平成12年5月1日現在、全国で6,194組織、クラブ員約49万人、指導者約1万8千人が活動しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長：消防庁長官）では、優良な少年消防クラブ及び指導者について、その功績を表彰することにより、更に一層の活躍を期待するとともに、そのことが他のクラブやクラブ員の励みとなり、さらに、クラブ活動が盛んになることを期待して、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。平成11年度までに、優良な少年消防クラブとして1,177団体に表彰楯を、特に優良な少年消防クラブとして673団体に表彰旗を、優良な指導者として626名に表彰を行っています。

今回の「少年消防クラブフレンドシップ2001」は、第1部「表彰式」、第2部「アトラクション」という構成で実施しました。

第1部「表彰式」では、消防庁長官から特に優良な少年消防クラブ（表彰旗）17団体、優良な少年消防クラブ（表彰楯）33団体、優良な指導者7名が表彰を受けた後、



中川消防庁長官による表彰状の授与

火災予防活動を顕著に行っている、埼玉県の不動岡地区少年少女消防クラブ員が受賞者代表の言葉を述べました。

第2部「アトラクション」では、昭和24年発足以来、都民と消防の架け橋として、演奏活動を通し防火・防災を呼びかけている東京消防庁音楽隊による大変素晴らしい演奏と東京消防庁奇術部会の皆さんによる楽しいマジックショーを満喫しました。

今回、この「少年消防クラブフレンドシップ2001」に参加した少年消防クラブの皆さんは、「自分で守ろう みんなで守ろう」を合い言葉に、一人でも多くの仲間とともに日頃の活動にさらに励み、家庭や学校あるいは皆さんの住んでいる地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍を期待しています。

また、少年消防クラブの活動を充実していくためには指導者の方々の熱意が不可欠です。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしくお願い致します。

石油コンビナート等特別防災区域の現況

特殊災害室

石油コンビナート等災害防止法は、昭和49年12月に発生した三菱石油(株)水島製油所重油流出事故等を契機として、昭和51年6月に施行され、今年6月で25年が経過します。

同法では、一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域を、石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)として指定し、当該区域に所在する特定の事業所に災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることとしています。

平成12年4月1日現在の特別防災区域の現況を以下に紹介します。

1 特別防災区域

全国で85地区が指定されており、また、特別防災区域が所在する市町村数は113、所轄する消防機関数は99となっています。

2 特定事業所

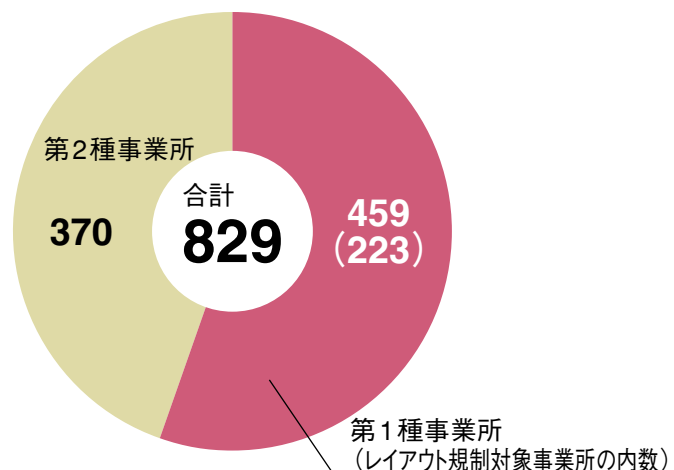
特別防災区域に所在する一定数量以上の石油や高圧ガス等を取り扱う事業所(以下「特定事業所」という。)は、それらの取扱量等により第1種事業所又は第2種事業所として区分され、それぞれ特別の規制がなされています。中でも、石油や高圧ガスの取扱量等が特に大きい第1種事業所については、災害防止の徹底を図る観点から事業所内の施設地区の面積、配置及び他の事業所等との関係についても規制(レイアウト規制という。)がされています。

特定事業所の状況は、図1のとおりです。

3 石油の貯蔵・取扱量等

特定事業所における、石油の貯蔵・取扱量は、19,866

図1 特定事業所の状況



万klであり、また、屋外貯蔵タンクの設置状況は、表1のとおりです。

4 高圧ガスの処理量

特定事業所における高圧ガスの処理量は、1,198,917万Nm³であり、また、高圧ガスの種類別の高圧ガスタンクの設置状況は、表2のとおりです。

5 防災資機材等

特定事業所は、自衛防災組織を設置し、その業務の遂行に必要な化学消防自動車、泡消火薬剤等の防災資機材等を備え付けるとともに、これら进行操作する防災要員を置くこととされています。

関係地方公共団体と特定事業者の防災資機材等の整備状況は、表3のとおりです。

表1 特定事業所における屋外貯蔵タンクの基数

容量別等	タンク型式			合計
	外部 浮きぶた	内部 浮きぶた	その他	
容量別 (kl)				
1,000未満	63	206	14,256	14,525
1,000以上～1万未満	881	512	3,697	5,090
1万以上～5万未満	706	74	896	1,676
5万以上～10万未満	489	0	23	512
10万以上	475	0	8	483
直径別 (m)				
24未満	679	659	16,989	18,327
24以上～34未満	405	86	1,177	1,668
34以上～50未満	420	46	615	1,081
50以上～60未満	175	1	83	259
60以上	935	0	8	943
岩盤タンク	—	—	8	8
合計	2,614	792	18,880	22,286

表2 特定事業所における高圧ガスタンクの基数

高圧ガスの種別	タンク容量 (t)					合計
	100未満	100以上～ 500未満	500以上～ 1,000未満	1,000以上～ 5,000未満	5,000以上	
液化アンモニア	273	27	20	19	11	350
液化塩素	105	47	0	0	0	152
その他の毒性ガス	126	40	3	7	0	176
液化石油ガス	356	233	317	294	148	1,348
液化天然ガス	5	0	0	0	29	34
その他の可燃性ガス	316	101	109	165	15	706
合計	1,181	448	449	485	203	2,766

表3 防災資機材等の整備状況

区分	都道府県	市町村(消防機関)	特定事業者
人員(人)	—	消防吏員 34,343	防災要員(直) 5,979
大型化学消防車(台)	0	99	183
大型高所放水車(台)	0	82	143
泡原液搬送車(台)	4	92	154
その他の消防車(台)	3	1,914	383
オイルフェンス(m)	70,487	18,056	563,258
オイルフェンス展張船(隻)	0	0	262
油回収船(隻)	0	0	41
油回収装置(基)	0	0	29
消防艇(隻)	0	27	—
泡消火薬剤(kl)	742	3,593	10,963

1「市町村(消防機関)」欄の数値は、都道府県からの借用分を含む。
2「特定事業所」欄の防災要員(直)は、当直あたりの防災要員数を示す。

「いで湯と将棋駒のふる里」

本市は、東の奥羽山脈、西の最上川、また、遠く朝日連峰に囲まれた、山形盆地の中央部に位置し、面積は113.01km²、県内の市では最も小さい行政面積で、明治時代に開かれた天童温泉と将棋駒の産地として、年間100万人の観光客が訪れる温泉観光地です。

将棋の駒づくりは、石高二万石と小藩であった天童織田藩が、窮乏した財政を再建するため家臣への俸禄削減などを推し進め、その結果、生活に窮するようになった家臣の救済策として将棋駒の製造を奨励したことから始まりました。

現在、まちの特産品として、全国の95%が本市で生産されるまでに至っており、温泉通りでは、駒づくりの店や将棋駒をあしらったさまざまなモチーフが観光客の目を楽しませております。また、染井吉野が咲き乱れる4月下旬、桜まつりの最大行事「人間将棋」が開催されます。これは、昔、



天童温泉街の旅館のみなさんを対象に行われた心肺蘇生法講習会

山形県天童市消防本部 消防長
矢野 建史



太閤秀吉が、桜花爛漫の伏見城で関白秀次を相手に、小姓と腰元を将棋駒に仕立て野試合を楽しんだという故事にならったものですが、現在、駒になるのは粋な温泉芸者衆、かたや甲冑姿の若者というもので、両者入り乱れ、将棋のまちならではの風物詩が繰り広げられます。また、本市は、県内でも最も雪が少ないという自然環境にも恵まれ、旧羽州街道沿いに宿場町として、歴史的、文化的な背景をもちながら発展してきました。そんな自然災害の少ない恵まれた環境のなかで、天童市は、人口6万3,228人、県下でも人口が増え続けるまちとして躍進しています。

本市の消防本部は、昭和16年4月、火災季における警戒のための季節常備として配置されたことに始まり、同31年に消防本部、消防署を設置し、現在1本部1署、消防職員56名、消防団員1,063名の体制です。消防職員は平均年齢約40歳と高齢化対策が課題であり、また、消防団は、連帯感の希薄化やサラリーマンの増加といった社会環境の中で、経験豊富な団員を確保することが困難になりつつあり、魅力ある消防団づくりが問われております。

さて、管内では、平成11年に集中豪雨による水田冠水などの被害がありましたが、長い間、災害もほとんどなく、火災件数も平均22件前後で推移しております。しかし、高層のホテル・旅館等を抱える消防本部として、関係者の防火意識の高揚、設備規制、防火管理規制、予防査察及びこれらに基づく是正措置等が適切に行われることを基本に、行政と一体となった予防体制づくりに力を置いて対応しております。また、年毎に増加する救急件数は、平成12年に、1,451件を数え、2台の高規格救急車を配備して取り組んでいますが、応急手当の普及活動を含め更なる救命率向上のため努力してまいります。

これからも「人輝き、誇りと生きがいのもてるまち」を理想に掲げ、市民と協働して、災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、決意を新たにしているところです。

政策評価

平成13年4月、総務省は、総務省政策評価実施要領及び総務省政策評価実施計画を公表しました。同計画においては、「平成13年度から、総務省が行う主要な行政分野を対象に、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定する実績評価を試行的に実施するものとする。」とされ、消防防災行政に係る「実績評価の実施に当たっての主要な行政分野及び達成すべき目標」として、以下の項目が同計画に計上されました（目標は概要を記載）。

① 災害に強いまちづくりの推進

- ・耐震性貯水槽及び防災行政無線の整備などを進める。
- ・地域防災計画において、震災対策編等及び

原子力災害対策編等の作成を進める。

② 消防の対応力の強化

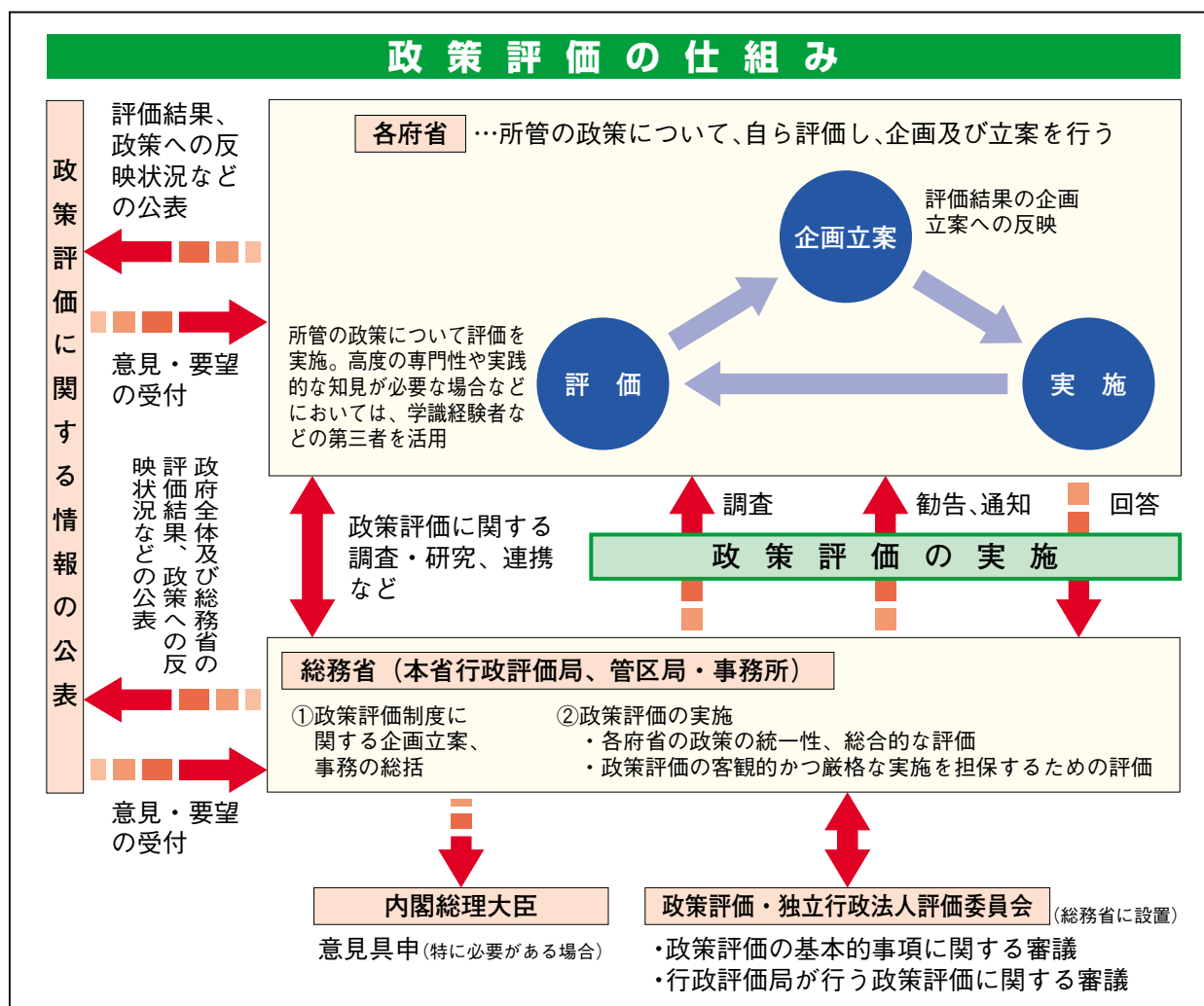
- ・消防施設及び消防設備の整備を着実に進める。
- ・緊急消防援助隊の資機材の整備を進める。

③ 救急業務の充実・高度化

- ・救急Ⅱ課程以上の修了者の養成を進める。
- ・救急救命士の養成及び配置を進める。
- ・消防・防災ヘリコプターをより積極的に救急業務に活用する。

④ 火災予防対策の推進等

- ・新規新築表示対象物への適マーク交付率を高める。
- ・住宅用火災警報器の設置を増加させる。



危険物安全週間

危険物保安室

1 目的

石油類をはじめとする危険物は、自動車・ストーブ・ボイラーなどの燃料や、プラスチック・塗料などの化学工業製品の原料などとして幅広く使用されており、現代の私たちの生活を支えてくれる非常に便利なものとなっています。

しかし、これらの危険物は、取扱いを誤ると火災・爆発を引き起こす可能性が高く、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまう危険なものでもあることから、危険物を取り扱う際には細心の注意をもって臨み、その安全確保に努めなければなりません。

危険物に係る事故は、管理不十分や誤操作などの人的な要因が原因で発生しているものが多く、こうした事故の発生を未然に防止するためには、危険物の取扱いに従事する方々の保安に対する意識の高揚や、各事業所における自主保安体制の確立が不可欠なものとなっています。

このため、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所に対して、保安の確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対しても、危険物に対する理解を深めていただくよう努めています。

2 期間

平成13年6月3日（日）から6月9日（土）

3 実施団体

消防庁、地方公共団体、全国消防長会、全国危険物安全協会、危険物関係諸団体

4 危険物安全週間の実施方針

危険物安全週間中は、消防庁、地方公共団体、全国消防長会、全国危険物安全協会、その他関係団体の緊密な協力のもとに、地域の実情に応じ、以下のような行事を実施します。

- ・講演会、研修会等の開催
- ・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等を通じた危険物の保安の重要性に関する広報・啓発活動による広報
- ・危険物についてのポスターやパンフレット等の作成、配布
- ・全国の消防機関による危険物関係事業所等に対する査察の実施
- ・危険物関係事業所等の自衛消防組織等による消防訓練の実施
- ・危険物保安功労者の表彰
- ・優良危険物関係事業所の表彰
- ・危険物の安全に関する標語等の募集

この「危険物安全週間」を通じて、危険物の取扱いに従事する方々をはじめ、多くの方々が危険物に対する理解を深め、事故のない、安全で豊かな社会を築いていきましょう。

火遊びによる火災の防止

予防課

子供の火遊びによる火災は、大人がいないときや人目につきにくい場所で発生することが多く、このために火災の発見が遅れたり、初期消火が困難になるなどして火災が大きくなることがあります。

平成11年中の火遊びによる火災は2,254件と前年に比べ58件（2.6%）増加しています。損害額をみると、27億8,452万円で前年より1億9,024万円（7.3%）増加しています。

発火源別の出火件数は、ライターによるものが最も多く1,184件、ついでマッチ、花火の順となっています。

子供の火遊びによる火災を防ぐためには、両親や周囲の大人が次のような点に注意を払うとともに、子供に対して火の恐ろしさや防火の知識について、年齢に応じた教育を行うことが必要です。

1 マッチやライターなどは、子供の手の届くところに置かない!!

子供の火遊びを防ぐ最良の方法は、マッチやライターなどを子供の手の届かない場所へ置くことです。

2 子供だけでは火を取り扱わせない!!

子供は、たとえ火の取扱いができて火の持つ危険性を十分に理解するには未熟なため、火の適切な取扱いは期待できません。花火やたき火をするときには、必ず大人が立ち会いましょう。

3 子供だけを残して外出することを避ける!!

子供、特に幼児だけを残して外出することは避けなければなりません。止むを得ず子供だけを残して外出する際には、ガスこんろの元栓を閉めるなど火気使用器具が容易に火がつかないようにするのはもちろんのこと外出時間もできるだけ短くしましょう。

4 子供が火遊びをしているのを見かけたら、注意してやめさせる!!

子供は、火遊びにスリルと興奮を覚えるもので、エスカレートしていくとその頻度も増え、行動も危険なものとなります。このような危険性を早期に防ぐためにも、子供の火遊びを見つけたら、必ず厳しく注意しやめさせましょう。

5 子供に火の恐ろしさ、正しい火の取扱いについて教える!!

子供が火に対して興味を示すのは自然なことであり、火に関心を持つようになったら、火の恐ろしさを十分理解させるとともに、その正しい取扱方法について教えていくことが大切です。

もし火災が起こったら、真っ先に危険にさらされるのは幼い子供たちです。子供の火遊びで「まさか」ということにならないためにも、日頃から子供たちに火災のこわさと火災予防の大切さを教え、理解させておくことが大切です。

火遊びによる火災の損害状況

区 分	単 位	火 遊 び		
		平成11年	平成10年	増減数
出火件数	件	2,254	2,196	58
うち 建物火災		1,062	1,108	△ 46
林野火災		163	120	43
車両火災		44	54	△ 10
船舶火災		2	1	1
航空機火災		0	0	0
その他の火災		983	913	70
主な経過(発火源)別 出火件数	件	ライター 1,184 マッチ 331 花火 76	ライター 1,185 マッチ 322 花火 65	△ 1 9 11
建物焼損床面積	m ²	30,674	34,900	△ 4,226
建物焼損表面積	m ²	3,840	3,528	312
林野焼損面積	a	693	557	136
損害額	万円	278,452	259,428	19,024

津波～その時に備えて～地震イコール津波すぐ避難～

震災対策室

日本は、世界有数の地震多発国であるとともに、周囲を海に囲まれているため、過去に幾度となく津波による被害を受けてきました。最近では「平成5年北海道南西沖地震」による津波の急襲により多数の尊い人命が奪われました。

そのため、国及び地方公共団体では津波対策の強化・推進として、地域の実情にあった津波対策を盛り込んだ地域防災計画の策定指導、津波情報の伝達体制の確立、避難体制の整備などに努めてきました。

しかし、地震発生に伴う津波はいつ私たちを襲うかわかりません。これから本格的な夏を迎え、海水浴、サーフィン、ダイビングといったマリンスポーツや磯釣りなどで海辺へ出かける機会が多くなり、気軽にボートなどで海上に出る人も多くなってきます。

これからの季節、皆さんが海辺にいるときに、もし津波が起きたら、どんな行動が大事であるか、一人ひとりがそのことを知っておくということは、自分自身や周囲の人の身を守るうえで、非常に大切なことです。

そこで、津波に対する心得をいくつかご紹介します。

<津波に対する10のポイント>

海辺へ行くときは、避難標識や避難地案内板など避難場所を確認しておく習慣を身につけるとともに、次のようなことを「心得」として持ち、津波による災害から身を守りましょう。

●海辺などにいるとき

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

●ボートなどで海上にいるとき

- 6 強い地震（震度4程度以上）が発生したことを察知したときは、直ちに港外退避する。
- 7 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。
- 8 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 9 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 10 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

海辺や海上にいるときは、「地震イコール津波すぐ避難」ということをあらためて覚えておいてください。

<津波の特徴>

- 1 津波の原因は、地震によるものがもっとも多い。
- 2 V字型の湾（リアス式海岸等）は危ない。（一般に外洋に直面するV字型の湾や海岸で、陸に近づくにつれて急に浅くなっているところでは、津波の波高は急に高くなります。）
- 3 津波は川を逆流することがある。（避難するときは、川沿いを避けましょう。）
- 4 津波は繰り返し来襲する。（津波は時間をおいて何回か繰り返し襲ってきます。また、第1波よりも第2波、第3波の方が高くなることもあります。）
- 5 海の異常現象を感じたら、警戒し、避難する。（津波が来襲する前兆として、遠雷のような音が聞こえたり、干潮でもないのに海水が急に引いたりしたということが言われています。）

消防研究所、4月から独立行政法人としてスタート

1 目的

消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を総合的に行うとともに、その成果を普及すること等により、消防の科学技術の水準の向上を図り、もって国民の生命、身体及び財産を保護することに寄与すること（独立行政法人消防研究所法（平成11年法律第163号）第3条）。

2 設立年月日

平成13年4月1日

3 業務

- (1) 消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を行うこと。
- (2) 消防の科学技術に関する研究、調査及び試験の成果を普及すること。

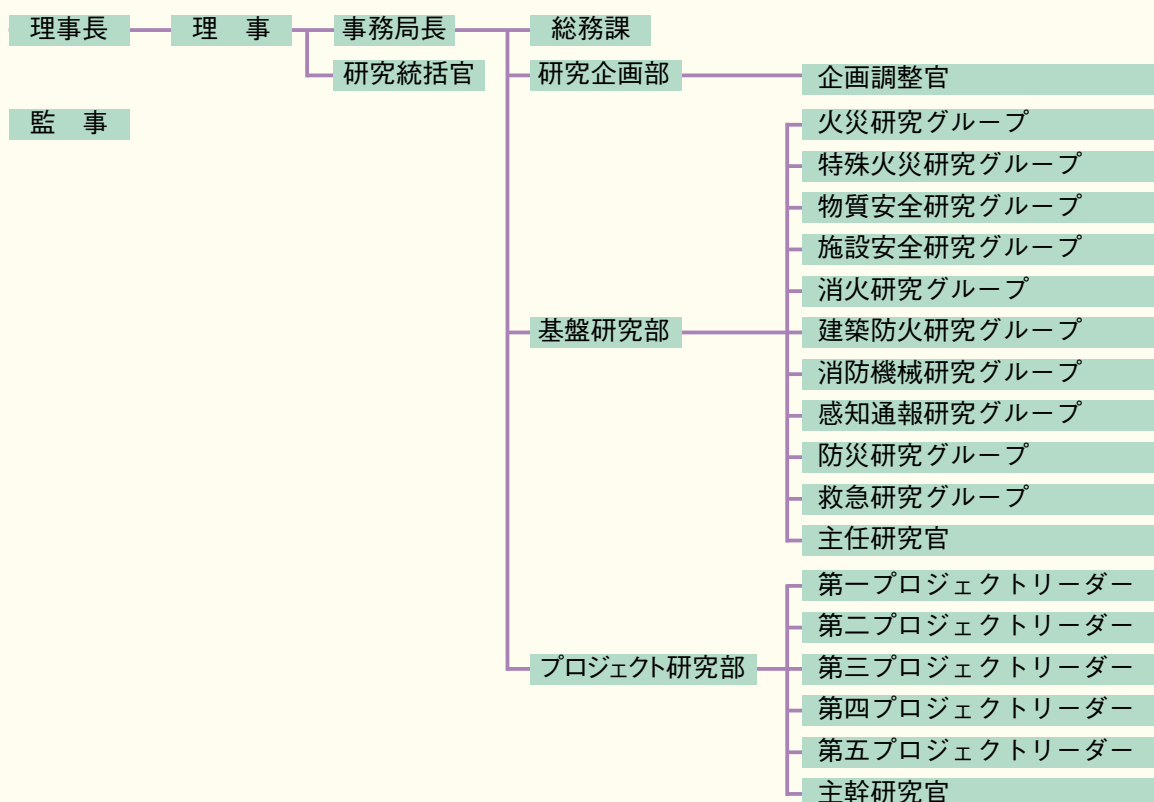
(3) 消防の科学技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

(4) 上記に附帯する業務を行うこと。

4 役員等氏名

理事長	平野 敏右
理事	野平 匡邦
監事(非常勤)	山鹿 修蔵
監事(非常勤)	小宮 多喜次
研究統括官	長谷川 和俊
事務局長	渡邊 洋己
研究企画部長	松原 美之
基盤研究部長	関沢 愛
プロジェクト研究部長	斎藤 直
総務課長	本田 勉

組織図



3月の主な通知・通達

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防特第33号	平成13年3月2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	ロシア宇宙ステーション「ミール」の大気圏再突入について
消防予第77号	平成13年3月9日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消火器の廃棄に際しての事故防止について
消防危第33号	平成13年3月16日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	「製造所等の建築物に用いる建築材料及びガラスに係る運用上の指針について」の一部改正について
消防特第39号	平成13年3月16日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	ロシア宇宙ステーション「ミール」の大気圏再突入について
消防危第34号	平成13年3月19日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」に基づく措置について
消防特第40号	平成13年3月19日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等防災計画における災害想定の実等について
消防特第41号	平成13年3月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	ロシア宇宙ステーション「ミール」の大気圏再突入について
消防危第35号	平成13年3月23日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	海外で製作された液体危険物タンクの水張検査又は水圧検査について
消防消第72号	平成13年3月27日	各都道府県知事	消防庁次長	市（町村）消防団員等公務災害補償条例（準則）第九条の二第一項第二項の規程に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則（準則）の一部改正について
消防危第39号	平成13年3月29日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	申請・届出書類の合理化について
消防危第40号	平成13年3月29日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について
消防特第46号	平成13年3月29日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	原子力施設等における消防活動用資機材の調査研究報告書について
消防特第49号	平成13年3月29日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	ロシア宇宙ステーション「ミール」の大気圏再突入に関する調査について
消防危第41号	平成13年3月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の施行について
消防危第42号	平成13年3月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	タンクの内容積の計算方法について
消防危第44号	平成13年3月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について
消防消第57号	平成13年3月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長	平成12年度消防施設整備等の現況について
消防消第58号	平成13年3月30日	各都道府県知事	消防庁長官	「婦人消防団員の制服の制定について」の廃止について
消防消第59号	平成13年3月30日	各都道府県知事	消防庁次長	消防吏員服制準則及び消防団員服制の一部改正について
消防消第60号	平成13年3月30日	各都道府県知事	消防庁次長	「消防関係職員服制基準」の廃止について
消防消第61号	平成13年3月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	消防関係職員の服制（例）について
消防消第62号	平成13年3月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める告示の一部改正について
消防消第63号	平成13年3月30日	各都道府県知事	消防庁長官	消防広域化基本計画の見直しについて
消防消第69号 国河政第30号	平成13年3月30日	各都道府県知事	消防庁長官	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行について
消防消第71号	平成13年3月30日	各都道府県知事	消防庁次長	市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）及び市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部改正について
消防予第102号	平成13年3月30日	各都道府県知事	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）
消防消第80号 消防予第104号 消防危第45号 消防災第51号	平成13年3月30日	各都道府県知事	消防庁次長	可搬消防ポンプ等整備資格に係る通知の取扱いについて
消防予第107号	平成13年3月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	防災処理及び防災表示の方法等に関する留意事項について
消防予第105号 消防危第53号	平成13年3月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	公益法人の関与に係る通知の取扱いについて
消防予第103号 消防救第100号	平成13年3月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長 消防庁救急救助課長	緊急通報装置等に係る通知の取扱いについて

消防庁辞令

平成13年3月31日付

氏名	新	旧
亀井 浅道	辞職	消防研究所長
野平 匡邦	辞職	審議官
黒田 靖郎	辞職 (危険物保安技術協会 技術審議役へ)	消防大学校教務部長併任教授
高橋 徹	長官付 辞職 (日本消防検定協会技術役・ 企画情報室長事務取扱へ)	京都市消防局防災対策室長
高橋 正一	長官付 辞職	危険物保安技術協会 業務企画部次長
鈴木 善彰	出向 (総務省大臣官房秘書課 課長補佐へ)	総務課主幹・会計監査専門官 事務取扱
深澤 正志	出向 (総務省大臣官房 秘書課主査へ)	総務課会計第一係長
川村 廣栄	出向 (総務省大臣官房付へ)	消防課理事官
奥田 善治	辞職 (京都市消防局警防部 担当部長へ)	消防課課長補佐
山越 伸子	出向 (総務省大臣官房秘書課 課長補佐へ)	消防課課長補佐
望月 明雄	出向 (総務省大臣官房秘書課 課長補佐へ)	予防課課長補佐
本島 茂夫	出向 (総務省大臣官房秘書課 課長補佐へ)	予防課主幹 併任予防課危険物保安室 主幹・予防課企画調整係長 事務取扱・予防課行政係長 事務取扱
小川 正義	辞職 (日本消防検定協会 虎ノ門事務所主幹へ)	予防課規格係長 併任国際規格係長
山本 豊	辞職 (東京消防庁企画課 主要事業担当係長へ)	予防課危険物保安室 化学火災係長
和田 正彦	辞職 (危険物保安技術協会企画課 企画係長兼タンク審査課 主任検査員へ)	予防課危険物保安室 パイプライン係長
森 成司	辞職 (北九州市消防局指導課へ)	予防課
加藤 雅広	出向 (総務省大臣官房秘書課 課長補佐へ)	防災課災害対策官 併任課長補佐
大川 祐規夫	辞職 (北海道財政課主査へ)	防災課防災第一係長 併任防災第二係長
鈴木 康幸	辞職 (京都市消防局指導課 担当課長へ)	防災課防災情報室課長補佐 併任防災課課長補佐

氏名	新	旧
田淵 一人	辞職 (川崎市消防局人事課へ)	防災課防災情報室
村上 明伸	辞職 (川崎市消防局予防課へ)	防災課防災情報室
吉本 義幸	辞職 (兵庫県防災企画課主幹へ)	防災課震災対策指導室 震災対策専門官 併任課長補佐
小山 邦男	辞職 (日本消防協会審議役・ 経理課長事務取扱へ)	防災課特殊災害室理事官
小林 英木	辞職 (川崎市消防局警防課 震災対策担当副主幹へ)	防災課特殊災害室 特殊災害専門官
田中 良斉	出向 (総務省大臣官房秘書課へ)	消防研究所庶務課
中沢 靖	消防大学校庶務課	消防研究所庶務課
橋本 敬	併任解除	消防大学校助教授 併任消防研究所庶務課
佐藤 公雄	定年退職	消防研究所研究企画官
長谷川 和俊	免第一研究部施設 安全研究室長 事務取扱	消防研究所第一研究部長・ 第一研究部施設安全研究室長 事務取扱
吉原 浩	消防研究所第一研究部 施設安全研究室長	日本消防検定協会 企画情報室長
稲垣 実	定年退職	消防研究所第一研究部 主任研究官

平成13年4月1日付

氏名	新	旧
高田 恒	審議官	総務省大臣官房付 併任大臣官房審議官
向田 正博	防災課震災対策室長	防災課震災対策指導室長
吉武 洋一郎	消防課企画官	消防課消防職員企画官
木原 正則	予防課企画官	予防課危険物判定指導官
渡邊 洋己	出向 (独立行政法人 消防研究所事務局長へ)	防災課広域消防応援対策官
兵谷 芳康	防災課広域応援対策官	総務省大臣官房付
石川 増弘	消防大学校教務部長 併任教授	危険物保安技術協会 技術審議役
長尾 一郎	総務課課長補佐 併任防災課課長補佐	兵庫県防災企画課参事
篠田 信哉	総務課主幹・ 会計監査専門官事務取扱	総務省大臣官房秘書課専門官
山口 篤行	総務課会計第一係長 併任会計第二係長	総務省自治財政局公営企業課 公営企業経営企画室 交通事業係長
及川 信	出向 (総務省自治税務局固定資産税課 資産評価室土地第一係長 併任土地第二係長 併任調査係長へ)	総務課会計第二係長

氏名	新	旧
勝目 康	出向 (総務省自治財政局 公営企業課へ)	総務課
和田 雅晴	総務課	総務省大臣官房秘書課
廣瀬 えみ	総務課	総務省大臣官房秘書課
原 大介	出向 (総務省自治財政局 地方債課へ)	総務課
関 祐介	総務課	総務省大臣官房秘書課
影山 直志	出向 (総務省自治行政局 市町村課行政体制整備室へ)	総務課
齋藤 聡	総務課	総務省大臣官房秘書課
萩原 良智	総務課	総務省大臣官房秘書課
大平 正治	消防課理事官	総務省大臣官房秘書課 課長補佐
和田 修	消防課課長補佐	京都市消防局 下京消防署予防課長
鈴木 清	消防課課長補佐	総務省大臣官房秘書課 課長補佐
北畑 太一	消防課	総務省大臣官房秘書課
田中 聖也	予防課課長補佐	総務省大臣官房秘書課 課長補佐
金子 孝	予防課主幹 併任予防課危険物保安室 主幹・予防課企画調整係長 事務取扱・予防課 行政係長事務取扱	総務省自治税務局市町村税課 住民税係長併任調査係長
妻鳥 浩明	予防課規格係長 併任国際規格係長	日本消防検定協会 虎ノ門事務所主幹
伊藤 要	予防課	
山口 克己	予防課危険物保安室 化学火災係長	東京消防庁大井消防署 改修推進担当係長
川田 等	予防課危険物保安室 パイプライン係長	危険物保安技術協会 タンク審査課 主任検査員兼企画課 主任検査員
野村 謙一郎	防災課災害対策官 併任課長補佐	総務省大臣官房秘書課 課長補佐
加藤 晃一	防災課防災第一係長 併任防災第二係長	防災課防災第三係長
木戸 正典	防災課防災第三係長	北海道地域医療課
安西 修	併任解除	救急救助課国際緊急援助係長 併任防災課

氏名	新	旧
北澤 剛	出向 (総務省自治財政局 財務調査課へ)	防災課併任防災情報室
小野寺 晃彦	防災課併任防災情報室	総務省大臣官房秘書課
高木 響	防災課	総務省大臣官房秘書課
渡邊 明宏	防災課防災情報室 課長補佐 併任防災課課長補佐	消防大学校助教授
渡邊 勉	防災課防災情報室	川崎市消防局保安課
久保 耕平	防災課防災情報室	北九州市消防局 門司消防署警防課
小林 暢広	防災課震災対策室 課長補佐 併任防災課課長補佐	防災課震災対策指導室 課長補佐 併任防災課課長補佐
黒田 晶信	防災課震災対策室 震災対策専門官 併任課長補佐	静岡県企画総室 調査室調査主幹
笠井 健司	防災課震災対策室 企画係長 併任事業係長	防災課震災対策指導室 企画係長 併任計画係長
阿部 龍	出向 (総務省自治財政局 交付税課 交付税第二係長へ)	防災課震災対策指導室 計画係長 併任事業係長
山中 日出男	防災課震災対策室	防災課
高砂 清彦	防災課特殊災害室 課長補佐	総務省大臣官房秘書課 課長補佐
佐藤 文隆	防災課特殊災害室 課長補佐	川崎市消防局保安課副主幹 ・危険物規制係長
阿部 佳樹	防災課特殊災害室 コンビナート保安係長 併任コンビナート 審査係長	東京消防庁志村消防署 調査担当係長
鈴木 康之	出向 (総務省自治行政局選挙部 政治資金課へ)	救急救助課
中垣内 隆久	救急救助課	総務省大臣官房秘書課
滝 明	消防大学校助教授	防災課特殊災害室コンビナート 保安係長 併任コンビナート審査係長
伊藤 淳	出向 (総務省大臣官房会計課へ)	消防大学校庶務課

※ なお、総務省組織規則の改正により、平成13年4月1日から「震災対策指導室」が「震災対策室」に、「消防職員企画官」が「企画官」に、「危険物判定指導官」が「企画官」に、「広域消防応援対策官」が「広域応援対策官」にそれぞれ変わりました。

独立行政法人消防研究所人事

○平成13年4月1日付で次の通り総務大臣から任命されました。

任 独立行政法人消防研究所理事長（東京大学名誉教授）	平野 敏右
任 独立行政法人消防研究所監事（元消防庁消防研究所長）	山鹿 修藏
任 独立行政法人消防研究所監事（元全国消防長会会長）	小宮 多喜次

○平成13年4月1日付で次の通り理事長から任命されました。

命 独立行政法人消防研究所理事（消防庁審議官）	野平 匡邦
命 独立行政法人消防研究所研究統括官（消防研究所第一研究部長）	長谷川 和俊
命 独立行政法人消防研究所事務局長（消防庁防災課広域消防応援対策官）	渡邊 洋己
命 独立行政法人消防研究所研究企画部長（消防研究所通報設備研究室長）	松原 美之
命 独立行政法人消防研究所基盤研究部長（消防研究所第三研究部長）	関沢 愛
命 独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部長（消防研究所第二研究部長）	斉藤 直

広報テーマ

4月

- ①防火管理の徹底（予防課）
- ②林野火災の防止（防災課）
- ③外出先での地震の対処（震災対策室）

5月

- ①消防団活動への理解と協力の呼びかけ（消防課）
- ②風水害への備え（防災課）
- ③住民に対する応急手当の普及啓発（救急救助課）

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
5月24日 11:25～11:30	ご存じですか～防災ミニ百科～	（仮）地下洪水の怖さ

（日本テレビ他30局ネット）

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力／(株)きょうせい

21世紀の新年度を迎え、消防庁広報誌「消防の動き」の誌面・内容を一新いたしました。なお、題字揮毫は中川浩明消防庁長官によるものです。今後ともビジュアルで読みやすい誌面を目指しますので、御愛読くださいますようお願いいたします。